

職員の逮捕事案について

平成 24 年 1 月 30 日

上 下 水 道 局

- 1 被疑事件 職員の詐欺行為
- 2 被疑事件の発生年月日 平成 20 年 4 月 30 日
- 3 被疑事件の発生場所 盛岡市内の金融機関
- 4 被疑者 盛岡市上下水道局上下水道部下水道整備課
主査 XXXXXXXXXX
- 5 逮捕年月日 平成 24 年 1 月 27 日（金）午後 5 時 2 分
- 6 被疑事件の概要 平成 19 年盛岡市建設部道路建設課に在籍当時、盛岡市から現金を詐取しようとして、被疑者が担当した街路工事について、工事費を水増し発注し、盛岡市に工事代金を支払わせたもの
- 7 対象工事
 - (1) 工事件名 盛岡駅青山線街路築造その 2 工事
 - (2) 契約方法 受注希望型指名競争入札
 - (3) 契約年月日 平成 19 年 5 月 22 日
 - (4) 当初契約額（税込） 66,478,650 円
 - (5) 変更後契約額（税込） 85,332,450 円（変更増額 18,853,800 円）
 - (6) 契約の相手方 株式会社恵工業
 - (7) 工事請負費の支出経過
 - ア 前払金（税込） 26,500,000 円（支出年月日 平成 19 年 7 月 27 日）
 - イ 完成払金（税込） 58,832,450 円（支出年月日 平成 20 年 4 月 30 日）
- 8 処分 事実関係を詳細に確認のうえ、厳正な処分を行う予定

平成23年度1月補正予算の概要について

平成24年1月30日
財 政 部

平成23年度各会計補正予算総括表

(単位 千円)

会 計 別		前回までの累計額	補 正 予 算 額	計
一 般 会 計		112,589,851	190,949	112,780,800
特 別 会 計	公 設 浄 化 槽 事 業 費	29,725		29,725
	農 業 集 落 排 水 事 業 費	535,183		535,183
	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	139,326		139,326
	国 民 健 康 保 険 費	25,952,999		25,952,999
	介 護 保 険 費	17,289,888		17,289,888
	介 護 保 険 サ ー ビ ス 事 業 費	6,007		6,007
	後 期 高 齢 者 医 療 費	2,372,949		2,372,949
	中 央 卸 売 市 場 費	1,695,852		1,695,852
	土 地 取 得 事 業 費	113,698		113,698
	東 中 野 財 産 区	2,677		2,677
	東 中 野 , 東 安 庭 , 門 財 産 区	704		704
	計	48,139,008		48,139,008
総 計		160,728,859	190,949	160,919,808

企業会計

(単位 千円)

区 分		収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出	収入計	支出計
水 道 事 業	前回までの累計額	6,804,072	6,540,801	716,944	2,996,604	7,521,016	9,537,405
	今回補正予算額						
	計	6,804,072	6,540,801	716,944	2,996,604	7,521,016	9,537,405
下 水 道 業	前回までの累計額	7,719,185	7,838,957	3,087,335	6,224,481	10,806,520	14,063,438
	今回補正予算額						
	計	7,719,185	7,838,957	3,087,335	6,224,481	10,806,520	14,063,438
病 院 事 業	前回までの累計額	3,679,413	3,628,504	494,037	494,037	4,173,450	4,122,541
	今回補正予算額						
	計	3,679,413	3,628,504	494,037	494,037	4,173,450	4,122,541

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳 入

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補正額	計
1	市 税	40,491,302		40,491,302
2	地 方 譲 与 税	966,586		966,586
3	利 子 割 交 付 金	91,479		91,479
4	配 当 割 交 付 金	28,017		28,017
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,645		2,645
6	地 方 消 費 税 交 付 金	3,136,688		3,136,688
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	25,734		25,734
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1		1
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	145,262		145,262
10	地 方 特 例 交 付 金	490,285		490,285
11	地 方 交 付 税	18,854,580		18,854,580
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	81,678		81,678
13	分 担 金 及 び 負 担 金	1,341,691		1,341,691
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,683,726		1,683,726
15	国 庫 支 出 金	19,294,877	9,882	19,304,759
16	県 支 出 金	6,266,332	164,949	6,431,281
17	財 産 収 入	336,069		336,069
18	寄 附 金	21,047	10,000	31,047
19	繰 入 金	1,956,901	6,118	1,963,019
20	繰 越 金	2,139,649		2,139,649
21	諸 収 入	1,722,702		1,722,702
22	市 債	13,512,600		13,512,600
	歳 入 合 計	112,589,851	190,949	112,780,800

歳 出

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1	議 会 費	813,897		813,897				
2	総 務 費	10,528,017		10,528,017				
3	民 生 費	39,296,312	154,674	39,450,986	153,574		1,100	
4	衛 生 費	10,076,351	670	10,077,021				670
5	労 働 費	725,596		725,596				
6	農 林 費	2,739,640	2,973	2,742,613				2,973
7	商 工 費	1,647,263		1,647,263				
8	土 木 費	16,550,429	10,000	16,560,429	10,000			
9	消 防 費	3,445,468		3,445,468				
10	教 育 費	10,704,181	22,632	10,726,813	11,257		10,000	1,375
11	災 害 復 旧 費	425,622		425,622				
12	公 債 費	15,587,075		15,587,075				
13	予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計		112,589,851	190,949	112,780,800	174,831		11,100	5,018

平成 23 年度 1 月 補 正 主 要 事 業

《 一 般 会 計 》

(単位 千円)

款	(部) 課 等 名	事 業 名	事 業 費
3 民生費	(総務部) 消防防災課	東北地方太平洋沖地震復興推進事業	154,674
8 土木費	(建設部) 建築住宅課	被災住宅補修支援事業	10,000
10 教育費	(教育委員会) 学校教育課	復興教育支援事業	8,893
	中央公民館	管理運営事業	10,000

盛岡市東日本大震災復興推進基金の造成について

1 基金造成の趣旨

東日本大震災からの復興を推進するために行う避難者の生活支援、被災地の復興支援その他の事業に要する経費の財源に充てるため、「盛岡市東日本大震災復興推進基金」を造成するものである。

2 基金造成予定額

152,474千円

3 基金造成方法等

(1) 造成方法

盛岡市東日本大震災復興推進基金条例を制定する。

(2) 基金積立

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(3) 基金の運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

4 施行期日

公布の日

盛岡市生活再建住宅支援事業について

平成 24 年 1 月 30 日
建 設 部

1. 目的

岩手県において、東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、県内の市町村が行う被災住宅の再建を目的とした補助事業に対し、補助金を交付する事業が行われることになったことから、盛岡市においてもこの事業を活用し、被災住宅の早期復興支援を行うこととするものである。

2. 概要

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及び同年 4 月 7 日に発生した余震による災害をいう。）により、自己の居住の用に供する住宅に被害を受け、原則として被災証明の交付を受けた者又はその家族が、盛岡市内において被災住宅の再建を実施する際に盛岡市がこれを支援する事業で、平成 23 年 3 月 11 日からの適用となる。（遡及適用）

(1) 利子補給補助金

被災者が、市の区域内に自己の居住の用に供する住宅の建設等を目的に、融資機関から借入れをした場合に、当該融資機関に対して負う利子額に対し、補助金を交付する。

(2) 被災住宅補修等工事費補助金

被災者が、被災住宅の補修又は改修を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付する。

(3) 被災宅地復旧工事費補助金

被災した宅地の所有者等が、住宅の安全性を回復するために、当該宅地の復旧工事を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付する。

3. 対応

(1) 相談窓口の開設

- ・開始日：1月31日（火）
- ・受付場所：本庁舎本館 2階ホール
- ・受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

※2月4日（土）、5日（日）は午前9時から午後4時まで開設する。

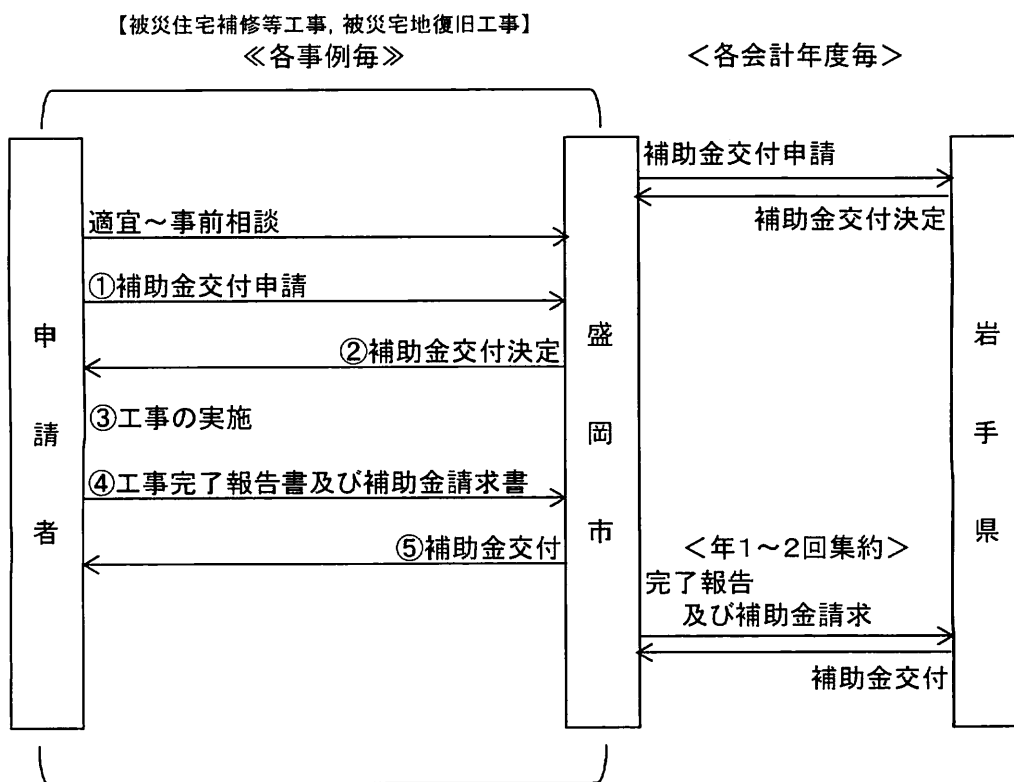
その後の土日、休日の開設については、相談の状況に応じて対応する。

- ・受付体制：2人1班の3班体制で対応する。（状況に応じ増班を行う）

(2)周知の方法

- ・報道機関への情報提供（1/30 議決後）
- ・盛岡市ホームページ上での情報提供（1/30 議決後）
- ・復興センターほかへのポスター掲示（1/30～）
- ・り災証明書交付者への個別案内（1/31 以降発送）
- ・盛岡市に避難している被災者への個別案内（1/31 以降発送）
- ・盛岡市広報紙への掲載（2/15 号に概要，3/1 号に詳細を掲載）

※参考：手続きフロー



盛岡市生活再建住宅支援事業の概要

東日本大震災により被災した盛岡市内の住宅及び宅地の早期復興を支援するため、次に掲げる利子の補給及び工事費の補助を行います。

【事業は、平成23年3月11日からの適用となります。(遡及適用)】

- ① 災害復興住宅融資利子補給 新築や補修・改修(増改築等含む)の住宅ローンに対する利子補給
- ② 被災住宅の補修、改修(耐震、バリアフリー、県産材使用) 補助
- ③ 被災宅地復旧補助

※相談窓口は、平成24年1月31日(火)から開設します。

受付時間:平日の午前9時から午後5時まで行います。

2月4日(土)、5日(日)は、午前9時から午後4時まで開設します。
その後の、土曜日、日曜日の開設につきましては、相談の状況に応じて対応します。

受付場所:本庁舎本館2階ホール

お申し込みできる方は、自ら居住する住宅に被災を受けてり災証明等の交付を受けた方又は被災宅地の所有者等(いずれも同居する家族を含む)で、下記に該当する方です。

① 災害復興住宅融資利子補給

り災証明が必要

区分	利子補給の対象となる内容	補給する割合	受付期間
新築	住宅が被災(全壊、大規模半壊)し、被災者が住宅の新築、購入することを目的に、民間金融機関等から融資を受けた場合の利子	当初5年間の利子(2%以内) 補助対象 融資限度額 1,460万円	平成23~28年度
補修	住宅が被災(半壊、一部損壊)し、被災者が住宅の増・改築又は改修することを目的に、住宅金融支援機構又は民間金融機関等から融資を受けた場合の利子	当初5年間の利子(1%以内) 補助対象 融資限度額 640万円	平成23~25年度
既往住宅債務	被災(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)した住宅の債務が有り、新たに新築又は補修のために住宅金融支援機構又は民間金融機関等から融資を受けた場合にのみ、その被災住宅に係る債務の利子	5年間の利子を一括補助	平成23~28年度

② 被災住宅の補修・改修工事補助

被災証明が必要

区分	補助の対象となる工事	補給する割合	受付期間
住宅補修	被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けない、一部損壊及び半壊の被災住宅の補修工事	10万円以上の工事 補助率1/2 補助限度額30万円	平成23～ 25年度
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を、耐震基準に適合させるための改修工事	補助率1/2 補助限度額60万円	平成23～ 25年度
バリアフリー改修	床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレの設置等の改修工事	補助率1/2 補助限度額60万円	
県産材使用改修	県産材を積極的に使用する住宅改修工事	補助率1/2 補助限度額20万	

※ 「住宅補修」、「耐震改修」、「バリアフリー改修」、「県産材活用改修」を単独又は組み合わせで補助が受けられます。

※ 補修改修工事費補助金の最大補助額は、それぞれの補助限度額の合計170万円です。

③ 被災宅地復旧補助

区分	補助の対象となる工事	補給する割合	受付期間
被災宅地復旧	のり面の保護工事 排水施設(宅内側溝等)設置工事 地盤補強、整地工事 擁壁設置、補強工事 地盤調査及び設計調査費 その他安全性の回復に必要な復旧工事	20万円以上の工事 補助率1/2 補助限度額200万円	平成23～ 25年度

＝ 問い合わせ窓口 ＝

事業に関するお問い合わせは盛岡市役所建築住宅課となります。

電話 019-626-7533 【直通】

FAX 019-626-7554

盛岡市立小・中学校における一貫教育の導入について

平成24年1月30日

教育委員会

1 目的

盛岡市立小・中学校における一貫教育は、児童生徒の発達段階を踏まえ、教師が連携を強化し、小学校から中学校へ滑らかにつなぐことができる教育活動を各中学校区の実情に応じて進めることにより、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を育むことを目的とする。

2 経緯

(1) 土淵小・中学校の増改築に関わる協議の過程から

- ア 平成18年度から増改築を協議する中で、平成21年10月に土淵小・中学校を存続する代表者会から「用地確保・増築改築等による対応と現行学区の存続」という趣旨の要望書が提出される。
- イ 平成22年1月に教育委員会として要望の実現に向け、既存の施設を有効に活用して教育効果を上げることが期待できる「小中一貫教育」を導入することについて検討する旨の提案をする。
- ウ 平成22年7月に第1回土淵小学校及び土淵中学校への小中一貫教育導入懇話会において、市としての方針案等を示し、数回にわたり協議を重ねた結果、土淵小中学校の特色を生かした小中一貫教育を導入し、それに係る施設整備を進めることになった。また、同年11月に土淵小中学校の一貫教育を検討する中で、新たな学校教育課題への対応として、市内の全中学校区にこれまでの小中連携を強化した小中一貫教育を導入する方針を示した。

(2) 新たな学校教育課題への対応から

- ア これまで盛岡市内の小・中学校においては、連携した取組が生徒指導や一部の教育活動で行われ、不登校などの問題行動への対応、授業の改善、体力・運動能力の向上などに一定の効果を上げてきた。しかし、近年、小学校から中学校へ進学した際に不登校生徒の増加傾向、学習意欲の低下傾向などのいわゆる「中1ギャップ」の問題が表出し、その解決に向けた取組が求められていること。
- イ 新しい学習指導要領において、各小・中学校の教育課程編成の原則として、児童・生徒の人間として調和のとれた育成のためには、義務教育9年間を見通して、発達の段階や学校の状況に応じた小学校教育と中学校教育の連続性の確保を重視することが求められていること。

以上のことから、土淵小中学校への小中一貫教育導入を契機に、盛岡市内の小・中学校には、各中学校区の実状に応じて、これまでの連携した教育活動をより一層強化するものとした一貫教育を導入することにした。

3 進め方

(1) 連携を強化した小中一貫教育の進め方

- ア 各中学校区の実状に応じて、学校の特色を生かした取組を行う。
- イ 年度ごとに研究指定校を設置し、先導的に研究を行い、その成果や課題を他校への提言・啓発を行うことにより、成果の拡大と普及を図る。

(2) 年度毎の研究指定中学校区

- ・H23【土淵小・中学校（～27 公開）】
- ・H23【見前南中学校（～25 公開） 繫小中学校、玉山中学校、飯岡中学校】
- ・H24【河南中学校区（～26 公開） 仙北中学校、城西中学校、乙部中学校、薮川中学校】
- ・H25【巻堀中学校区（～27 公開） 厨川中学校、米内中学校、松園中学校】
- ・H26【見前中学校区（～28 公開） 下橋中学校、黒石野中学校、城東中学校、洪民中学校】
- ・H27【北陵中学校区（～29 公開） 下小路中学校、上田中学校、大宮中学校】

※ 研究指定校は、3年間とする。（ただし、土淵小中学校は、平成27年度までの予定）

※ 研究指定校にならなくても、自主的な取組を進めることとする。

(3) 本年度の研究指定校中学校区での取組

土淵中学校区（H23年度～27年度）

本年度の取組

- ・9年間の指導の系統性を意識した国語、算数・数学、外国語の授業研究
- ・9年間の発達段階を見通した学習習慣の形成についての研究
- ・中学校での部活動選択の参考になるように部活動体験会の開催

見前南中学校区（H23年度～25年度）

本年度の取組

- ・小中が連携した挨拶運動、合唱交流、地域合同清掃、スポーツ指導の実施
- ・教職員の教科指導等での連携を図る小中学校相互の授業参観
- ・言語活動を中心とした小・中連携の在り方についての研修会

※ 見前小学校の児童は、見前中学校と見前南中学校に進学することから、2つの中学校との連携活動に取り組んでいきます。

(4) 本年度学校公開を行った中学校区の取組

北松園中学校区（H21年度～23年度）

学校公開で発表された取組

- ・9年間の系統性を重視した授業の在り方の具体的な実践
- ・言語活動の充実を図る授業の進め方
- ・発達段階に沿った学習規律や家庭学習の在り方

成果

- ・中学校教員の専門性を生かした指導と小学校の教員の指導が生かされ、授業内容がより分かりやすくなり、児童の興味・関心が高まった。
- ・中学校の先生と身近に接する機会が増え、中学校生活への不安が少なくなった。
- ・小学校で習った先生が中学校を訪れて指導することから、学習意欲が高まった。 等

課題

- ・研修・打合せの時間の確保を工夫すること。